有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109453号	液状肥料	BioSもろみTurf	パネフリ工業株式会社	京都府京都市下京区神明町724
生第109460号	熔成けい酸りん肥	粒状熔成けい酸りん肥	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
生第109462号	被覆窒素肥料	36.0被覆尿素（PSCU―T）	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第109471号	配合肥料	New ウォーターファーム　イチゴトマト用	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部２丁目149番地
生第109494号	液状肥料	NCTA液肥G１号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第109449号	液状肥料	パナケアMA Original	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第109454号	液状肥料	AHS液肥16号	味の素ヘルシーサプライ株式会社	東京都中央区京橋一丁目19番８号
輸第109469号	たばこくず肥料粉末	たばこくず肥料A号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第109473号	硫酸苦土肥料	B021	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第109474号	硫酸苦土肥料	B022	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第109483号	混合有機質肥料	トビタマイルド	株式会社サンアンドホープ	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の２
輸第109488号	化成肥料	17.5―45.5―38燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109490号	化成肥料	17.5―45.5―39燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109492号	配合肥料	SKコート10号配合肥料P404	三誠国際株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目２番１号サンライトビル701
輸第109493号	配合肥料	SKコート６号配合肥料P414	三誠国際株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目２番１号サンライトビル701
輸第109495号	配合肥料	配合肥料29―９―９	株式会社日幸商事	静岡県静岡市清水区横砂本町18番26号
輸第109496号	配合肥料	配合肥料18―18―18	株式会社日幸商事	静岡県静岡市清水区横砂本町18番26号
輸第109497号	配合肥料	配合肥料９―50―７	株式会社日幸商事	静岡県静岡市清水区横砂本町18番26号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第八百六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第三　（略）

第四　まいわし対馬暖流系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
島根県	95,900
（略）	（略）
長崎県	70,000
（略）	（略）

三　（略）

第五～第九　（略）

改正前

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第三　（略）

第四　まいわし対馬暖流系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
島根県	115,900
（略）	（略）
長崎県	50,000
（略）	（略）

三　（略）

第五～第九　（略）